

募 集

募集します 臨時保健師

- ▼応募資格 平成15年4月1日現在で満60歳未満の保健師か助産師か看護師の資格を有する方。
- ▼募集人数 1名
- ▼勤務期間 11月1日から3月31日まで(5カ月間)
- ▼勤務時間 8時45分から17時15分まで
- ▼勤務先 ゆとろ(西町)
- ▼業務内容 予防接種・乳幼児健診・健康診断・健康相談・機能訓練事業・家庭訪問など
- ▼日額賃金 9,600円
- ▼応募書類 履歴書・免許書の写し・本人の住民票
- ▼応募締切 10月20日(月)
- ▼申込・詳細 福祉課保健サービス係(「ゆとろ」内・☎3-2346)

募 集

新・地域子育て支援計画 策定委員を公募します

町では、今年7月に成立した法律「次世代育成支援対策推進法」に基づき、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる

地域・環境づくりのための計画を策定します。

町民の様々な意見や提言を反映させたものにするため、子育て支援計画策定に参加できる方を募集します。

- ▼募集人数 2名
- ▼応募期限 10月17日(金)
- ▼応募方法 住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、子育てに関する感想を添え応募してください。
- ▼応募先・詳細 福祉部子育て担当(「ゆとろ」内・☎3-3024)

料 理

親子で料理教室に 参加しませんか

野菜のおいしいこの季節、親子で野菜たっぷりのピザ作りに挑戦してみませんか。

- ▼対象 5歳~小学校3年生までの子とその親
- ▼会場・開催日
①西当別コミセン 10月25日(土)
②ゆとろ 10月26日(日)
- ▼時間 10時~13時(受付は9時45分より)

▼定員

- ①西当別コミセン 20組
- ②ゆとろ 16組
- ▼参加料 1人100円
- ▼申込期限 10月20日(月)
- ▼申込・詳細 佐々木(獅子内・☎6-2652)または、荒戸(樺戸町・☎3-2670)へ。

参加者の方には、当別産のおいしい新鮮野菜を用意しています。

講 座

一緒に学びましょう 第6回ゆとりっちセミナー

町教育委員会と医療大学では、今年度最後のゆとりっちセミナーを開催します。

今回は、「楽しく学ぶコミュニケーション・スキル」と題して、ゲームを用いて、コミュニケーション能力を高める方法を学びます。

- ▼日時 10月16日(木)18時30分~20時30分
- ▼会場 公民館
- ▼講師 塚越博史さん(北海道医療大学歯学部助教授)
- ▼対象 町民の方どなたでも
- ▼受講料 無料
- ▼申込み 社会教育課社会教育係(「総合体育館」内・☎2-3834)

会員募集

ソフトバレーボールサークル
当別初登場のソフトバレーボールサークルです。
本バレーとミニバレーの良さがミックスされた楽しい種目で、初心者ばかりで本格的に始めました。老若男女のみなさんを待っています。
活動日 毎週火曜19時~21時30分
場所 西当別コミセン
詳細 土屋(☎6-3040)または、佐藤(☎6-4270)へ。

ボールエクササイズ「サン・SUN・3」
今注目!大きなボールで健康づくり、体や心をほぐしませんか?見学・体験者大歓迎します。
活動日 毎週木曜19時~20時30分
場所 総合体育館格技室
詳細 木村(☎090-9526-3289)



**赤い羽根共同募金
運動にご協力を**
街頭募金・職域募金などあたたかいご協力をお願いします。
▼期間 10月1日~31日
▼事務局 当別町共同募金会(町社会福祉協議会内・☎2-2301)



「ふくろう音楽祭」を開催

当別ふくろう音楽祭実行委員会（山田豊委員長）は、昨年に引き続き町民の皆様へ音楽にふれあい楽しんでいただく「音楽祭」を企画しました。



多数のご来場をお待ちしています。

- ▼日時 10月13日（月）14時開演（13時30分開場）
- ▼会場 当別中学校（下川町）
- ▼内容 当中レディースハーモニー・当別混声合唱団・西当別中学校合唱部などによる合唱のほか、当別中学校・当別高校・北海道医療大学・当別アンサンブルファミリーによる吹奏楽演奏など。
- ▼料金 無料（入場整理券が必要です。整理券は「あえ〜る」・「みやもと酒店（太美町）」で配布しています。）
- ▼その他 スリッパを持参してください。
- ▼問合せ 武田龍太郎（☎3-2073）

当別高校農業科が栽培のシクラメンを販売します

本校農業科では、毎年多くの方に購入していただいて好評のシクラメンを生徒たちが丹精込めて栽培しています。

今年も、次のとおり販売しますのでお気軽にお越しください。

- ◆販売日 10月23日（木）～12月18日（木）で火曜・水曜・木曜の週3日間
- ◆販売時間 10時～11時30分（その他の曜日・時間帯は、授業を行っていますのでご遠慮ください。）
- ◆価格 シクラメン（6号鉢） 600円
ミニシクラメン（4・5号鉢） 500円
（価格は、予定価格で変更する場合があります）
- ◆問合せ 当別高等学校農業科（☎3-2444）

“文化の秋” を楽しみませんか？ 第54回 当別町文化祭



発表・展示会場

- ▼開催日 11月1日（土）～3日（月）
- ▼会場
 - ①当別会場（公民館・開拓郷土館・青少年センター）
 - ②西当別会場（西当別コミセン）

発表・展示部門の申し込み

- ▼期限 10月17日（金）まで
- ▼申込先 公民館（☎3-2511）、または西当別コミセン（☎6-3300）

展示部門の出展数 1人2点まで

発表・展示日程

会場ごとの発表・展示内容は、チラシなどでお知らせします。

■詳細 公民館（☎3-2511）、総合体育館社会教育係（☎2-3834）、または西当別コミセン（☎6-3300）へ。

鋭い意見や質問を展開

「子ども議会」を開催



昨年に引き続き町内各中学校の代表が議員となり、

実際の議会と同じ要領で議事を取り進める「子ども議会」を開催します。

- ◆日時 10月20日（月）14時

消費生活展

- 日時 10月19日（日）
10時～14時

会場 白樺コミセン（白樺町）

内容 フリーマーケット、
リフォーム作品の展示ほか

主催 当別消費者協会

詳細 住民生活課住民生活係（☎3-3209）

身近な暮らしの中から生まれた
アイデア作品・賢い消費者の
知識習得にお役立ち！



高齢者

65歳からの北海道医療者給付制度「道老」をご存知ですか

「道老」は、原則として18歳以上の子がいない65歳以上70歳未満の方で、次のいずれかの世帯に該当する場合には受給対象者となります。

ただし、所得制限があるほか、受給対象者が健康保険に未加入の場合や生活保護を受けている場合は対象になりません。

▼受給要件

- ①6カ月以上の一人暮らしをしている老人単身世帯
- ②配偶者が60歳以上の老人夫婦世帯
- ③老人と児童の世帯（18歳以上の子がいる場合でも特例要件に該当する場合は、受給の対象になります。）

▼子の特例要件

- ①既婚・未婚・男女を問わず、父母と別居している場合
- ②重度心身障害者・長期療養者
- ③社会福祉施設の入居者・学生
- ④生死不明者・拘禁されている方・抑留中の方

▼申請・問合せ 福祉課福祉係
 「ゆとろ」内・☎3-3019

国保

就職・退職などの時は国保の届出を忘れずに

❶取得の届け出

社会保険加入の会社を退職した場合や社会保険任意継続の期限がきた時は、**14日以内**に国民健康保険に加入することになります。期限に遅れると、不利益になる場合があります。

▼必要なもの ①社会保険離脱証

明書、②国民健康保険被保険者証（家族の中で国保加入者がいる場合）

❷喪失の届け出

社会保険加入の会社に就職した場合や生活保護を受けることになった時は、**14日以内**に届け出ることになります。期限に遅れると不利益になる場合があります。

▼必要なもの ①新たに取得した社会保険の健康保険被保険者証、②国民健康保険被保険者証

❸変更の届け出

住所・氏名・世帯主変更などがあった場合は、すみやかに手続き

をしてください。

▼必要なもの 国民健康保険被保険者証

❹退職制度切替

厚生年金や共済年金を受給されている方で、加入期間が20年以上または、40歳以降に10年以上の場合は、退職者医療制度適用の国民健康保険被保険者証への切替が必要です。

▼必要なもの ①年金証書、②国民健康保険被保険者証

▼問合せ 住民生活課国保年金係
 ☎3-2467

年金

人生の節目は年金の節目「種別変更」の手続きをお忘れなく

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。国民年金の加入者は、3つの「種別」に分かれており、転職・退職・結婚などにより加入の種別が変わる場合には、その都度手続きが必要です。

将来、安心した老後を迎えられるように、また、万が一の事故や病

気に備えるためにも毎月きちんと国民年金保険料を納めましょう。

役場窓口年金相談日

10月8日・29日の水曜日
 役場1階国保年金係へお気軽にお越しください。

年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所
日時 10月21日（火）
 10時～15時
場所 商工会館（錦町）

種別	該当者	手続き方法
第1号被保険者	自営業者、学生などとその配偶者（第2号・第3号被保険者に該当しない方）	本人が役場国保年金係で手続きが必要です。
第2号被保険者	会社員や公務員など（厚生年金、共済組合等に加入している方）	会社に就職（第2号被保険者に該当）した場合は事業主が手続きをします。年金手帳を会社に提出してください。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	該当者はまず配偶者（第2号被保険者）の勤務先事業主へ届け出をしてください。事業主を経由して、第3号被保険者に関する届書を社会保険事務所へ提出します。

※手続きには、年金手帳（基礎年金番号通知書）を持参してください。

今月からパソコンリサイクル法がスタートしました

■リサイクルの対象

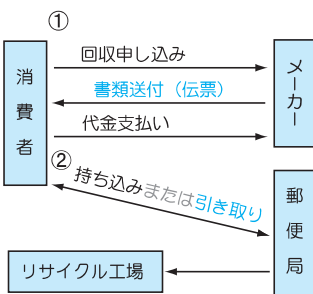


デスクトップパソコン本体 ディスプレイ（ブラウン管・液晶） ノート型パソコン

※パソコンと一体で販売されたキーボード・マウス・ケーブルなどの付属品は、パソコンと一緒に出した場合、回収します。

■リサイクルの流れ

- ①消費者はメーカーに回収の申し込みをします。メーカーから申込者にリサイクル料金の支払伝票などの書類が送付されます。
- ②消費者は、廃棄するパソコンをこん包し、郵便局に持ち込むか、メーカーの指定する郵便局に引き取りを依頼します。



■リサイクル料金



左のPCリサイクルマークの表示があるパソコン

処理費用がパソコン購入時に含まれているため、リサイクル料金の負担はありません。

PCリサイクルマークがないパソコン

(1台あたりの料金、消費税別)

①デスクトップパソコン本体	3,000円
②ブラウン管ディスプレイ（一体型含む）	4,000円
③液晶ディスプレイ（一体型含む）	3,000円
④ノート型パソコン	3,000円

デスクトップパソコン一式の場合、①②または、①③の合計金額となります。

廃棄時に、消費者がリサイクル料金を負担
※今後料金等を公表するメーカーにおいては、リサイクル料金が異なる場合があります。

■詳細 環境対策課環境対策係（☎3-2503）

資産税

ご協力をお願いします 土地・家屋の調査

町では、土地と家屋の現況調査を実施するほか、新築家屋の調査を行います。

土地・家屋調査

町全域にわたって毎年行っているもので、土地・家屋の現況と課税台帳とを照合し、変更の有無（家屋の新築・増築・取り壊し・土地の現況や住宅用地等の変更）などを確認するもので、地方税法に定められた評価基準に基づき適正かつ、公平な評価を行う上で大切な調査となります。

必要に応じて立ち入り調査をさせていただきます場合があります。

新築家屋の調査

今年新築(増築)された家屋には、来年度から固定資産税・都市

計画税(区域内のみ)が課税されることとなります。

この調査は家屋の間取りや使用資材、仕上げなど内部を調査し、税額(評価額)を算出するとともに重要な調査となります。

▼期間 おおむね10月から12月

▼その他 新築家屋の調査日時については、連絡の上、可能な限り都合に合わせて伺います。

また、車庫や物置などは、母屋に対して「附属屋」と言いますが、これらも課税対象となります。

▼詳細 税務課資産税係（☎3-2333）



相談

「秋の行政相談週間」に 一日合同相談所を開設します

町では、10月20日～26日までの「秋の行政相談週間」に合わせて、次の内容の合同相談所を開設します。

相談は無料で専門の相談員がそれぞれ応じます。相談内容の秘密は厳守されます。

▼日時 10月23日（木）13時～16時

▼場所 ゆとろ（西町）

行政相談～行政に関する要望・意見や苦情など

心配ごと相談～生活上のトラブルや心配・悩みごとなど

消費生活相談～買い物や日常の消費生活に関すること

▼詳細 秘書課広報聴係（☎3-3069）